

1 概 要

(1) 選挙の期日

平成7年の統一地方選挙において執行予定であった、兵庫県議会議員選挙は、神戸市、西宮市及び芦屋市の各市議会議員選挙並びに芦屋市長選挙とともに、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の被害により、県選挙管理委員会として上記選挙の選挙期日の延期を当時の自治大臣あて要望した結果、選挙期日が平成7年6月11日に延期され、あわせて議員が不在になることのないよう在職議員の任期延長がなされた。

このような臨時の特例措置が講じられることにより平成11年の統一地方選挙に際しては、統一から除外されることが想定されたため、選挙期日の延期要望に際し、あわせて、平成11年以降の統一地方選挙への復帰について当時の自治大臣あて要望を行った結果、平成10年5月22日公布、施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」では、大震災で離脱した上記選挙も当該選挙管理委員会の決定により、再び統一地方選挙として実施できることとなり、県選挙管理委員会並びに神戸市、西宮市及び芦屋市の選挙管理委員会において、平成10年5月28日、上記選挙を統一地方選挙として実施することを決定した。

前回の平成15年執行の上記選挙についても、平成11年同様の法的措置により、統一地方選挙にて執行されたところであるが、今回についても、平成11、15年同様、統一地方選挙において執行することができることについて総務大臣あて要望を行った結果、平成18年12月8日公布、施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に基づき、県選挙管理委員会並びに神戸市、西宮市及び芦屋市の選挙管理委員会において、平成18年12月12日、上記選挙を統一地方選挙にて執行する旨を告示した。

(県議会議員選挙)

告示日	平成19年3月30日
投票日	平成19年4月8日

また、今回の選挙は、平成18年9月28日に改正された「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」により、定数92名（尼崎市1減、川西市及び川辺郡1増、美方郡1減）で執行された。

なお、「兵庫県議会議員の選挙区の特例に関する条例」(平成17年条例第61号)により、西脇市及び多可郡黒田庄町の合併、龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町及び同郡御津町の合併並びに姫路市、飾磨郡家島町及び同郡夢前町の合併に伴い郡市の区域の変更を生ずる区域について、合併の日から今回の選挙により選挙される県議会議員の任期が終わる日（平成23年6月10日）までの間に限り、なお従前の選挙区によることとされたことに伴い、龍野市、西脇市、多可郡、飾磨郡及び揖保郡の各選挙区については従前どおりの区域を、姫路市選挙区については旧姫路市に旧神崎郡香寺町及び旧宍粟郡安富町を加えた区域を選挙区として、選挙が執行された。

過去の県議会議員の一般選挙の日程（平成7.6.11執行分を除き統一地方選挙として執行）

区分	告示日	選挙の期日	定数	選挙区	特例法
1	昭 22.4.10	昭 22.4.30	7 2	4 0	昭 22. 3.15 法律第 15 号、内務省告示第 68 号
2	昭 26.4. 3	昭 26.4.30	7 8	4 3	昭 26. 2. 1 法律第 2 号
3	昭 30.4. 3	昭 30.4.23	7 8	4 8	昭 30. 1.24 法律第 2 号、30.3.16 政令第 31 号
4	昭 34.4. 8	昭 34.4.23	8 3	4 5	昭 33. 12.27 法律第 188 号、34.1.31 政令第 11 号
5	昭 38.4. 2	昭 38.4.17	8 7	4 5	昭 37.12.26 法律第 163 号、政令第 458 号
6	昭 42.3.31	昭 42.4.15	9 0	4 5	昭 41.12.26 法律第 146 号、政令第 391 号
7	昭 46.3.30	昭 46.4.11	9 0	4 5	昭 45.12.24 法律第 128 号、政令第 341 号
8	昭 50.4. 1	昭 50.4.13	9 0	4 6	昭 49.12.27 法律第 111 号、政令第 395 号
9	昭 54.3.27	昭 54.4. 8	9 1	4 6	昭 53.11.10 法律第 100 号、政令第 365 号
1 0	昭 58.3.29	昭 58.4.10	9 1	4 6	昭 57.12.28 法律第 94 号、58.1.6 政令第 1 号
1 1	昭 62.4. 2	昭 62.4.12	9 1	4 6	昭 61.12. 9 法律第 99 号、政令第 368 号
1 2	平 3.3.29	平 3.4. 7	9 4	4 6	平 2.11.15 法律第 76 号、政令第 329 号
1 3	平 7.6. 2	平 7.6.11	9 2	4 6	平 7. 3.13 法律第 25 号、政令第 54 号
1 4	平 11.4. 2	平 11.4.11	9 2	4 6	平 10. 5.22 法律第 67 号、政令第 301 号
1 5	平 15.4. 4	平 15.4.13	9 3	4 6	平 14.12.13 法律第 150 号、政令第 373 号

(2) 統一選挙特例法等

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成18年法律第107号)

(選挙期日)

- 第1条 平成19年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第33条第1項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(平成19年3月1日から同年4月22日までの間に同項の指定都市となる市を含み、同月23日から同年5月31日までの間に同項の指定都市となる市を除く。以下この条、次条及び第4条において「指定都市等」という。)の議会の議員及び長の選挙にあっては同年4月8日、指定都市等以外の市、町村及び特別区(以下「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあっては同月22日とする。
- 2 平成19年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第33条第1項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市等(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあっては同年1月7日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月21日までに、その旨を告示しなければならない。
- 3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第1項の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第34条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。)について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成19年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前5日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。
- 4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているものを除く。)について、選挙を行うべき事由が生じた場合(同法第117条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成19年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前10日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。

(告示の期日)

- 第2条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第33条第5項又は第34条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に

告示しなければならない。

- 一 都道府県知事の選挙 平成19年3月22日
- 二 指定都市等の長の選挙 平成19年3月25日
- 三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成19年3月30日
- 四 指定都市等以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成19年4月15日
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成19年4月22日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第3条 公職選挙法第34条の2の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成19年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しない。

(同時選挙)

第4条 第1条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行う。

2 第1条の規定により行われる指定都市等の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市等の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第119条第2項の規定により同時に行う。

3 前2項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

(重複立候補の禁止)

第5条 第1条の規定により平成19年4月8日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月22日に行われる選挙又は公職選挙法第33条の2第2項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることできない者は、公職選挙法第68条第1項第2号(同法第46条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第68条第3第2号、第86条第9項第3号、第86条の2第7項第2号(同法第86条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により公職の候補者となることできない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第6条 第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項に規定する期間及び同法第199条の5第1項から第3項までに規定する一定期間とは、同条第4項の規定にかかわらず、第1条第1項又は第2項の規定によるそれぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第7条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

- 一 平成19年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
- 二 平成19年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月21日のいずれか早い日において現

に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の前日90日に当たる日から当該任期満了の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の前日91日に当たる日又は同年1月21日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 平成19年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の前日91日に当たる日又は同年1月21日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の前日90日に当たる日から当該任期満了の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の前日91日に当たる日又は同年1月21日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年1月21日」とあるのは、「同年1月7日」と読み替えるものとする。

（指定都市となる市の選挙についての公職選挙法の特例）

第8条 平成19年3月26日から同年4月8日までの間に地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条及び次条において「指定都市」という。）となる市の長の選挙であって第1条の規定により行われるものについては、当該市が指定都市となる前においても当該市の長の選挙を指定都市の長の選挙とみなして公職選挙法第9章、第13章、第14章及び第14章の3の規定（これらの規定に係る罰則を含む。第3項において「特定規定」という。）を適用し、同法第269条の規定は適用しない。

2 平成19年3月31日から同年4月8日までの間に指定都市となる市の議会の議員の選挙であって第1条の規定により行われるものについては、前項の規定を準用する。

3 平成19年4月9日から同月22日までの間に指定都市となる市の議会の議員又は長の選挙であって第1条の規定により行われるものについては、当該市の議会の議員又は長の選挙を指定都市の議会の議員又は長の選挙とみなして特定規定を適用する。

4 前2項に規定する市の議会の議員の選挙については、公職選挙法第15条第6項の規定にかかわらず、当該市は、当該市における地方自治法第252条の20第1項の条例に規定する区の区域により、条例で選挙区を設けなければならない。

5 前項の場合においては、公職選挙法第18条第1項の規定にかかわらず、前項の選挙区の区域により市の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

（指定都市となる市を包括する都道府県の選挙についての公職選挙法の特例）

第9条 平成19年3月23日から同年4月8日までの間に指定都市となる市を包括する都道府県の長の選挙であって第1条の規定により行われるものについては、公職選挙法第269条の規定は適用しない。

2 平成19年3月31日から同年4月8日までの間に指定都市となる市を包括する都道府県の議会の議員の選挙であって第1条の規定により行われるものについては、前項の規定を準用する。

3 前項に規定する都道府県の議会の議員の選挙については、公職選挙法第15条第1項の規定にかかわらず、当該都道府県は、当該都道府県に包括される前項に規定する市の区域について、当該市における前条第4項に規定する区の区域により、条例で選挙区を設けなければならない。

4 公職選挙法第15条第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の選挙区について準用す

る。

(共済給付金の特例)

第 10 条 市町村 (特別区を含む。以下この条において同じ。) の議会の議員が第 1 条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため平成 19 年 3 月 30 日及び同月 31 日に退職した場合又はこれらの日に当該公職の候補者としての届出がされたことにより公職選挙法第 90 条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合であつて、政令で定める場合におけるその者に係る地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 第 158 条に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員の任期満了の日 (その日が平成 19 年 4 月 8 日以後であるときは、同月 7 日) まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

(寄附金控除の特例)

第 11 条 第 1 条の規定により行われる第 8 条第 1 項から第 3 項までに規定する市の議会の議員又は長の選挙における租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 41 条の 18 第 1 項の規定の適用については、同項中「又は第 86 条の 4 の規定により届出のあつた者に対し当該公職」とあるのは「若しくは第 86 条の 4 の規定により届出のあつた者又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律 (平成 18 年法律第 107 号) 第 1 条の規定により行われる同法第 8 条第 1 項から第 3 項までに規定する市の議会の議員若しくは長の選挙における当該市の議会の議員若しくは長の職 (以下この項において「特定市の職」という。) の候補者として公職選挙法第 86 条の 4 の規定により届出のあつた者 (第 4 号口において「特定市選挙の候補者」という。) に対し当該公職又は特定市の職」と、同項第 4 号口中「又は当該公職の候補者となろうとする者」とあるのは「若しくは当該公職の候補者となろうとする者又は特定市選挙の候補者」とする。

(政令への委任)

第 12 条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令
(平成18年12月8日号外政令第374号)

(選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い)

第1条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(以下「法」という。)第1条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

上欄	中欄	下欄
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成18年法律第107号)第1条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第2条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日(以下この項及び次条第1項において「告示日」という。)の前日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、選挙の期日現在)により告示日の前日に
公職選挙法第23条第1項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間	告示日に
公職選挙法第46条の2第2項及び第86条の4第7項	第33条第5項(第34条の2第5項において準用する場合を含む。)、第34条第6項又は第119条第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条第1号	その任期が終わる日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成18年法律第107号)第1条第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令第49条の2第1項及び第127条の3	法第33条第5項(法第34条の2第5項において準用する場合を含む。)、第34条第6項又は第119条第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第2条 法第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第5項第1号(同令第99条、第100条、第110条、第116条、第121条、第212条の2、第212条の4、第213条の2、第214条の2、第215条の2、第216条の3及び第217条の2並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第3条第1項において準用す

る場合を含む。)及び市町村の合併の特例等に関する法律施行令(平成17年政令第55号)第2条第5項(同令第14条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成18年法律第107号)第1条第1項に規定する選挙の期日」とする。

第3条 前条の規定は、次に掲げる法第1条第1項に規定する市区町村(以下この項及び第5条において「市区町村」という。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成19年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成19年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の前日61日に当たる日又は同年2月20日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の前日90日に当たる日から当該任期満了の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

三 平成19年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の前日61日に当たる日又は同年2月20日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の前日90日に当たる日から当該任期満了の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、法第1条第2項に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年2月20日」とあるのは、「同年2月6日」と読み替えるものとする。

(同時選挙に関する規定の取扱い)

第4条 公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は、法第4条第2項の規定により法第1条第1項に規定する指定都市等(以下この条及び次条において「指定都市等」という。)の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市等の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

(法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い)

第5条 指定都市等及び市区町村の選挙管理委員会は、法第1条第2項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

(指定都市となる市の選挙についての公職選挙法施行令等の特例)

第6条 法第8条第1項から第3項までに規定する市の議会の議員又は長の選挙については、当該市が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)となる前においても、当該市の議会の議員又は長の選挙をそれぞれ指定都市の議会の議員又は長の選挙とみなして、公職選挙法施行令第49条の2、第127条及び第129条の規定を適用する。

2 前項に規定する市の議会の議員又は長の選挙に係る次の表の上欄に掲げる公職選挙法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

上欄	中欄	下欄
第89条第2項及び第93条	法第92条第1項	法第92条第1項(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成18年法律第107号)第8条第1項から第3項までの規定により適用される場合を含む。)
第110条の5第1項第5号	指定都市以外の市	指定都市以外の市(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第8条第1項又は第3項に規定する市を含む。)
第110条の5第1項第6号	指定都市	指定都市(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第8条第1項又は第3項に規定する市を除く。)
第127条の3	法第194条第1項第4号	法第194条第1項第4号(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第8条第1項又は第3項の規定により適用される場合を含む。)
第129条の4第1項	第201条の8第2項及び第3項	第201条の8第2項及び第3項(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第8条第2項又は第3項の規定により適用される場合を含む。)
第129条の5第2項	指定都市	指定都市(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第8条第2項又は第3項に規定する市を含む。)
	法第201条の11第2項	法第201条の11第2項(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第8条第2項又は第3項の規定により適用される場合を含む。)
第129条の7	法第201条の15第2項	法第201条の15第2項(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第8条第2項又は第3項の規定により適用される場合を含む。)
第132条の12第1項	法第142条第1項、第144条第1項	法第142条第1項(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第8条第1項から第3項までの規定により適用される場合を含む。)、第144条第1項(同法第8条第1項から第3項までの規定により適用される場合を含む。)
第132条の13第1項	第247条	第247条(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第8条第1項から第3項までの規定により適用される場合を含む。)

3 法第8条第1項又は第2項に規定する市の議会の議員又は長の選挙については、公職選挙法施行令第19条第4項、第100条第2項ただし書、第101条第3項ただし書、第141条の2並びに第141条の3第1項(同令第127条の2第2項及び第132条の9に係る部分を除く。)及び第2項の規定は適用しない。この場合における公職選挙法第1

1条第3項及び第29条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市にあつては、区長）」と、同法第11条第3項中「その市町村」とあるのは「その市町村（指定都市にあつては、区）」とする。

4 前項に規定する市の議会の議員又は長の選挙に係る次の表の上欄に掲げる公職選挙法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

上欄	中欄	下欄
第46条第1項	開票管理者（指定都市においては、区選挙管理委員会を経てこれらの者）	開票管理者
	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
第46条第2項	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
第48条第1項	選挙長（指定都市においては、区選挙管理委員会を経てこれらの者）	選挙長
	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
第48条第2項	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
第78条第1項	開票管理者（指定都市においては、区選挙管理委員会を経て開票管理者）	開票管理者
	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
第78条第2項	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
第92条第9項において準用する同条第1項	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
	区長及び選挙管理委員会	区長及び市の選挙管理委員会
第92条第9項において準用する同条第2項	（指定都市においては、区選挙管理委員会を経て投票管理者及び開票管理者）に通知しなければ	に通知しなければ
第92条第9項において準用する同条第4項	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
第99条第1項	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
第99条第2項	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
第100条第1項及び第101条第2項	市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会

5 第1項に規定する市の議会の議員の選挙において、当該市における地方自治法第252条の20第1項の条例に規定する一の区の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における法第8条第4項の規定の適用については、当該各区域を当該条例に規定する区の区域とみなすことができる。

(指定都市となる市を包括する都道府県の選挙についての公職選挙法施行令等の特例)

第7条 法第9条第1項又は第2項に規定する都道府県の議会の議員又は長の選挙については、公職選挙法施行令第100条第2項ただし書、第101条第3項ただし書、第141条の2並びに第141条の3第1項(同令第127条の2、第132条の4、第132条の5及び第132条の9に係る部分を除く。)及び第2項の規定は適用しない。この場合における公職選挙法第11条第3項及び第29条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは「市町村長(指定都市にあつては、区長)」と、同法第11条第3項中「その市町村」とあるのは「その市町村(指定都市にあつては、区)」とする。

2 前項に規定する都道府県の議会の議員又は長の選挙については、前条第4項の規定を準用する。

(指定都市となる市に係る選挙についての地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律等の特例)

第8条 法第8条第1項から第3項までに規定する市の議会の議員若しくは長の選挙又は法第9条第1項若しくは第2項に規定する都道府県の議会の議員若しくは長の選挙についての地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第3条及び第14条第1項の規定の適用については、同法第3条第1項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)を除く。」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成18年法律第107号。以下この条及び第14条第1項において「期日特例法」という。)第8条第1項又は第3項に規定する市を除く。」と、同条第2項中「指定都市の議会の議員又は長の選挙」とあるのは「期日特例法第8条第1項から第3項までに規定する市の議会の議員又は長の選挙」と、「指定都市は」とあるのは「当該市は」と、「指定都市の区」とあるのは「市の特例区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の条例に規定する区をいう。以下この条及び第14条第1項において同じ。)」と、「同法第46条の2第1項」とあるのは「公職選挙法第46条の2第1項」と、同条第3項中「指定都市」とあるのは「期日特例法第8条第1項又は第3項に規定する市」と、「区以外の区」とあるのは「特例区以外の特例区」と、同法第14条第1項中「指定都市の議会の議員の選挙に係る同項」とあるのは「期日特例法第8条第1項又は第3項に規定する市の議会の議員の選挙に係る第3条第2項」と、「区」とあるのは「特例区」と、「当該指定都市」とあるのは「当該市」とする。

2 前項に規定する市の議会の議員若しくは長の選挙又は同項に規定する都道府県の議会の議員若しくは長の選挙についての地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成14年政令第19号)第7条第2項の規定の適用については、同項中「市町村の選挙管理委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、区の選挙管理委員会)」とあるのは、「市町村の選挙管理委員会」とする。

(指定都市となる市に係る選挙についての住民基本台帳法等の特例)

第9条 法第8条第1項若しくは第2項に規定する市の議会の議員若しくは長の選挙又は法第9条第1項若しくは第2項に規定する都道府県の議会の議員若しくは長の選挙については、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第31条第1項(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第10条並びに第15条第2項及び第3項に係る部分に限

る。)及び第2項(同項の表第13条の項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。この場合における同法第10条、第13条及び第15条第2項の規定の適用については、同法第10条及び第13条中「市町村の市町村長」とあるのは「市町村の市町村長(指定都市にあつては、区の区長)」と、同項中「市町村長」とあるのは「市町村長(指定都市にあつては、区長)」とする。

(共済給付金の特例)

第10条 法第10条に規定する政令で定める場合は、同条に規定する市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の議会の議員を退職した場合又は法第10条に規定する市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合において、当該市町村の議会の議員であった者(平成19年3月31日以前に死亡した者を除く。)が当該市町村の議会の議員の任期満了の日(その日が同年4月8日以後であるときは、同月7日)まで引き続き当該議員として在職したものとみなしたならば、その者に係る年金である共済給付金(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第158条に規定する共済給付金をいう。以下この条において同じ。)の基礎となるべき在職期間の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)が1年を増すこととなる場合又はその者に係る一時金である共済給付金の基礎となるべき在職期間が3年となる場合、4年を超えることとなる場合若しくは8年を超えることとなる場合とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(総務大臣への要望書)

兵選管第 1085 号
平成 18 年 6 月 20 日

要 望 書

総務大臣 竹 中 平 蔵 様

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏 木 保

兵庫県議会議員選挙、神戸市、西宮市及び芦屋市の各市議会議員選挙並びに芦屋市長選挙については、平成 7 年の阪神・淡路大震災の影響による選挙期日の延期及びこれに伴う在任議員等の任期延長により、統一地方選挙の対象外とされたことから、平成 11 年以降、統一地方選挙における執行を要望させていただいたところであります。

政府・国会の御尽力により、平成 11 年及び平成 15 年執行の統一地方選挙にかかる「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の制定にあたり、上記選挙を統一地方選挙において執行することができるよう法的措置が講じられたことに深く感謝を申し上げます。

つきましては、平成 19 年執行予定の上記選挙についても統一地方選挙において執行することができるよう、平成 11 年及び平成 15 年同様、法的措置を講じていただきたく特段の御高配を賜りますよう重ねて要望いたします。

(3) 候補者

今回の選挙の立候補者は、下表のとおり全選挙区を通じて 144 名（内女性 22 名）であった。

また、7 選挙区の 11 名が無投票当選となった。

なお、立候補の受付等の選挙長事務は、従来どおり各市区選挙管理委員会の格別の協力のもと、都市部選挙区は各市区で、郡部選挙区は県民局で行った。

区分	自民	民主	公明	共産	社民	諸派	無所属	計
新	(1) 4	(1) 6	3	(7) 8		1	(2) 36	(11) 58
現	23	(3) 16	9	(3) 5	1		(2) 25	(8) 79
元	1			(2) 4			(1) 2	(3) 7
計	(1) 28	(4) 22	12	(12) 17	1	1	(5) 63	(22) 144

() は女性候補者の数で内書きである。諸派の内訳は新社会党である。

(4) 当選者

党派別の当選人、得票数及び得票率は下表のとおりである。

女性の当選者は、11 名と過去 2 番目の多さである。

区分	自民	民主	公明	共産	社民	その他の政党	諸派	無所属	計
新	3	3	3	(1) 1				(2) 14	(3) 24
現	22	(3) 15	9	(3) 4				(2) 17	(8) 67
元								1	1
計	25	(3) 18	12	(4) 5				(4) 32	(11) 92
得票数	412,312	343,498	227,036	192,491	10,921	-	9,942	565,428	1,761,628
得票率	23.41	19.50	12.89	10.93	0.62	-	0.56	32.10	100.00
前回得票率	24.88	14.13	15.83	12.38	1.55	0.71	2.89	27.64	100.00
前々回得票率	26.57	15.90	14.30	15.83	2.00	-	4.58	20.82	100.00

() は女性の数で内書きである。

得票率は、単位未満を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。(以下同じ)

(参 考)

過去の党派別候補者数と当選人数の推移は次のとおりである。

党派別候補者数（上段）及び当選人数（下段）

区分	自 由	民 主	社 会			公 明	共 産	新 約	諸 派	無 所 属	計
昭 22 年 第 1 回	5 2	12 4	36 13				16 0		111 42	40 11	220 72
昭 26 年 第 2 回	53 32	国民民主 6 5	33 11				8 0		32 14	46 16	178 78
昭 30 年 第 3 回	10 5	日本民主 27 17	左 社 15 3	右 社 27 15		3 0		23 17	71 21	176 78	
昭 34 年 第 4 回	自由民主 55 41		34 21				5 0		10 9	52 12	156 83
昭 38 年 第 5 回	36 28		社 会 28 20	民 社 12 6	公 政 連 2 2	9 0		26 22	41 9	154 87	
昭 42 年 第 6 回	53 40		29 17	13 8	公 明 6 6	23 2			51 17	175 90	
昭 46 年 第 7 回	59 42		25 18	15 8	7 6	25 5		6 1	28 10	165 90	
昭 50 年 第 8 回	39 37		22 12	14 6	17 13	33 6		3 0	45 16	173 90	
昭 54 年 第 9 回	41 38		20 12	8 7	15 11	20 6	1 0		31 17	136 91	
昭 58 年 第 10 回	45 32		18 12	9 9	14 14	48 4			35 20	169 91	
昭 62 年 第 11 回	46 36		15 15	9 9	15 12	26 5			36 14	147 91	
平 3 年 第 12 回	43 41		20 12	6 5	10 10	16 6		1 0	40 20	136 94	
平 7 年 第 13 回	自 民 31 29	新 進 3 1	社 会 9 5	護 憲 7 1	兵 庫 民 社 3 1	12 12	16 7		3 0	62 36	146 92
平 11 年 第 14 回	自由民主 29 25		民 主 17 10	社 民 2 2		13 11	18 14		9 3	47 27	135 92
平 15 年 第 15 回	自由民主 29 26	自 由 2 0	民 主 16 14	2 2		12 12	18 8		6 4	49 27	134 93
平 19 年 第 16 回	自由民主 28 25		民 主 22 18	社 民 1 0		12 12	17 5		1 0	63 32	144 92

(5) 選挙人名簿

ア 登録基準日等

今回の選挙人名簿の登録については、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令」第1条の規定により、次の日程で選挙時登録等が行われた。

登録基準日 平成19年3月29日
ただし、年齢については平成19年4月8日現在
登録日 平成19年3月29日
縦覧期間 平成19年3月30日

イ 選挙人名簿登録者数

平成19年3月29日現在の選挙人名簿登録者数は、県内で4,528,899人であり、前回選挙(15.4.3)の際の選挙時登録者数4,456,787人に比べて、72,112人の増加となっている。

市町別男女別選挙時登録者数等

区分	市	町	県計(A)	前回(B) (15.4.3)	(A)-(B)	当日有権者数
男	2,042,971	108,779	2,151,750	2,124,609	27,141	1,862,588
女	2,258,385	118,764	2,377,149	2,332,178	44,971	2,070,085
計	4,301,356	227,543	4,528,899	4,456,787	72,112	3,932,673

ウ 補正登録者数

今回の選挙時登録日以降、選挙期日までの間の補正登録者数は、4人(市4人)であった。

(6) 投票

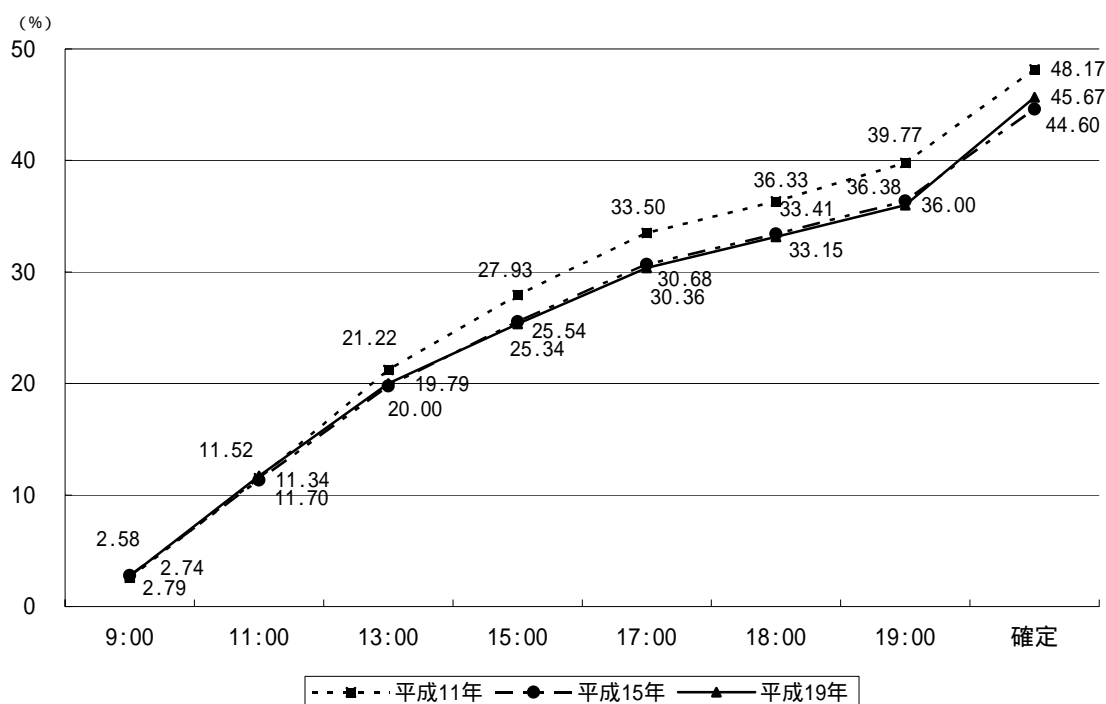
ア 投票の状況

今回の選挙は、県民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行を期す観点から、前回に引き続き、統一地方選挙で執行した選挙であった。

投票率は、期日前投票制度の導入等、投票環境向上のための公職選挙法の改正後に初めて行われる県議会議員一般選挙であることから、投票率の上昇が期待された。

最終投票率は、過去最低であった前回の 44.60% を 1.07 ポイント上回る 45.67% であった。

(時刻別投票率の推移)



(投票率の状況)

	市 部	郡 部	計
男	44.33%	58.52%	45.00%
女	45.57%	60.44%	46.27%
計	44.99%	59.53%	45.67%
前 回	44.16%	51.23%	44.60%

イ 期日前投票・不在者投票

今回の選挙は、期日前投票制度の導入や、郵便等投票制度の対象者の拡大、国外における不在者投票制度の創設といった改正後、初めて執行された県議会議員一般選挙であった。

期日前投票者数は 220,334 人となり、前回選挙における選挙人の属する市区町選挙管理委員会委員長に対してなした不在者投票者数(137,520 人)に比べ、82,814 人(60.22%)増加した。

また、今回選挙における期日前投票者数及び不在者投票者数の合計は、240,870 人(期日前投票 220,334 人、不在者投票 20,536 人)となり、前回選挙における不在者投票者数(158,197 人)に比べ 82,673 人(52.26%)増加した。

なお、最近の各種選挙における期日前投票等の状況は、次表のとおりである。

選挙名	期日前（不在者）投票者数		
	市計	町計	県計
H 10 知事選	99,352	42,863	142,215
11 県議選	118,683	14,352	133,035
12 衆院選	193,363	47,376	240,739
13 参院選	232,091	52,630	284,721
13 知事選	229,573	52,412	281,985
15 県議選	146,121	12,076	158,197
15 衆院選	246,904	61,739	308,643
16 参院選	273,115	60,403	333,518
17 知事選	154,164	26,892	181,056
17 衆院選	387,513	46,678	434,191
19 県議選	221,824	19,046	240,870

(注)県議選は無投票となった選挙区を含めていない。また、平成15年衆院選以前は不在者投票者数を、平成16年参院選以降は期日前投票者数及び不在者投票者数の合計を計上。

ウ 投票所

今回の選挙における投票所数は、7選挙区で無投票であったため、1,814カ所であった。最近における投票所数は、次表のとおりである。

選挙名	投票所数		
	市部	郡部	県計
平15. 4.13 県議選	(1,348) 1,161	(763) 223	(2,111) 1,384
15.11. 9 衆院選	1,349	763	2,112
16. 7.11 参院選	1,401	719	2,120
17. 7. 3 知事選	1,736	382	2,118
17. 9.11 衆院選	1,736	380	2,116
19. 4. 8 県議選	(1,865) 1,589	(253) 225	(2,118) 1,814

()内の数は、全選挙区が有投票であった場合の予定数である。

エ 投票用紙

開票事務の迅速化を図るため、一般投票用紙には引き続き合成紙（BPコート110）を用いた。

なお、視覚障害者が自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、前回に引き続き、点字投票用紙の右上に点字で「けんぎかい」と印刷した。

区分	紙質	紙色	刷色	枚数
一般投票	BPコート110	桃色	黒色	4,555,000
点字投票	上質紙110kg	桃色	黒色	12,500
船員不在者投票	上質紙70kg	桃色	黒色	7,500

(7) 開 票

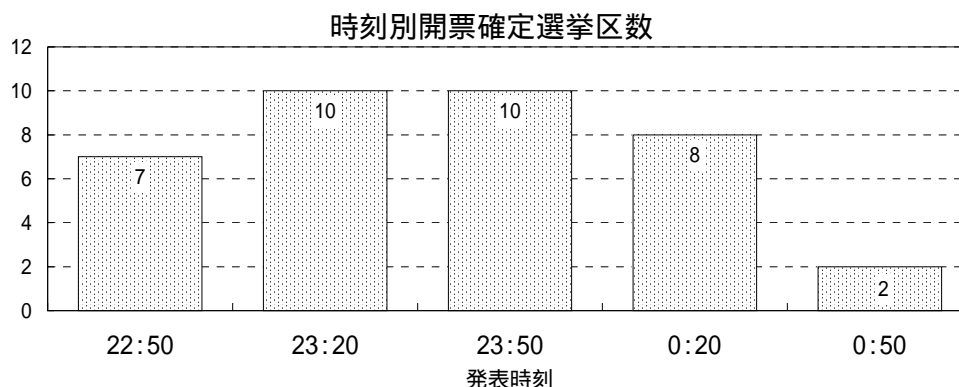
ア 開票速報

開票速報については、従来と同様、報道の一元化を図り、正確かつ迅速に情報を提供するため、各市区町選挙管理委員会及び県民局の協力のもと、県に速報本部を設置し実施した。

県速報本部では、中間速報は全選挙区一覧表で、21時50分を第1報に、全選挙区確定まで30分間隔で発表した。

また、確定速報は選挙区単位で確定の都度発表し、開票確定進捗状況は次図のとおり。

なお、報道機関に対して従来どおり帳票による発表に加え、電子メールでも発表を行ったほか、一般県民向けに、ホームページで同時に情報提供を行った。



イ 無効投票

今回の選挙においては、無効投票率が1.91%と、前回県議選時を0.4ポイント下回った。過去の選挙の無効投票の状況は、次のとおりである。

区 分	投 票 総 数	無効投票数	無効投票率(%)	
平15. 4.13県議選	1,602,225	37,006	2.31	
平15.11. 9衆院選	小選挙区	2,636,997	75,993	2.88
	比例代表	2,636,373	85,134	3.23
平16. 7.11参院選	選 挙 区	2,465,435	104,883	4.25
	比例代表	2,465,800	79,002	3.20
平17. 7. 3知事選	1,476,186	27,391	1.86	
平17. 9.11衆院選	小選挙区	2,997,398	60,399	2.02
	比例代表	2,997,153	67,076	2.24
平19. 4. 8県議選	1,795,897	34,269	1.91	

また、無効投票の内訳は、次表のとおりであり、白紙投票が最も多くなっている。

選挙名	白紙投票	雑事記載	記号符号 記 載	候補者でない 者の氏名記載	そ の 他	合 計
平15.4.13県議選	20,970 (56.7%)	6,158 (16.6%)	5,585 (15.1%)	3,284 (8.9%)	1,009 (2.7%)	37,006 (100%)
平19.4. 8県議選	18,248 (53.2%)	6,656 (19.4%)	5,699 (16.6%)	2,489 (7.3%)	1,177 (3.4%)	34,269 (100%)

(8) 選挙公営

ア 選挙公報

選挙公報は、立候補者144名全員から掲載申請があり、無投票当選者となった11名を除く133名について発行した。

規格は、立候補者数が9人以上の姫路市及び尼崎市で新聞紙大、他の選挙区はタブロイド版とし、2,239,450部印刷した。

印刷は3月30日～4月2日の4日間でいき、印刷と平行して順次市区町へ送付した。また、新聞折込みについては11市1町で実施した。

イ ポスター掲示場

今回の選挙は、14,847箇所のポスター掲示場が設置された。法定数(15,094箇所)からは247箇所の減少となっている。前回県議選と比較すると、法定数が68箇所増加し、減少承認数が49箇所増加したため、あわせて19箇所の増加となった。

また、区画数については各選挙区における立候補予定者数に応じ、4区画から14区画とし、区画番号には従来どおり掲示場の右上段から右下段の順に左へ一連番号を付す方法とした。

区 分	平成19.4.8県議選	平成15.4.13県議選
最多設置選挙区《設置数》	西宮市《841》	西宮市《835》
最小設置選挙区《設置数》	龍野市《123》	龍野市《125》
設 置 数	14,847(2,113)	14,828(5,069)
法 定 数	15,094(2,131)	15,026(5,225)
減 少 数	247(18)	198(156)

() は無投票選挙区分内書き

ウ 選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成

「兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」に基づき、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成について選挙公営が行われた。

なお、当該選挙公営に関する事務についても、各市区選挙管理委員会及び県民局の協力のもと、届出書、確認申請書の受理、確認書の交付事務について、市部選挙区は各市区経由で、郡部選挙区は県民局で行うとともに、支払事務については、県選管(市町振興課)で行った。

公費負担の限度額は次のとおりである。

選挙運動用自動車の使用

契 約 方 式		1日単価
一般運送契約(ハイヤー方式)		64,500円
一般運送 契約以外 の契約	自動車の借入れ契約	15,300円
	燃料の供給契約	7,350円
	運転手の雇用	12,500円

選挙運動用ポスターの作成

公費負担限度額 = 基準単価 × 県選管が確認した枚数

(選挙区内のポスター掲示場数の2倍を限度)

ポスター掲示場数	基準単価
500以下の場合 n=ポスター掲示場数	$\frac{301,875円 + 510.48円 \times n}{n}$
500超の場合 n=ポスター掲示場数	$\frac{557,115円 + 26.73円 \times (n - 500)}{n}$

(9) 政治活動

今回の選挙においては、告示日の8時30分から確認団体の申請を受け付け、所属候補者数が3人以上であることが確認できた後に、確認書の交付を行った。その結果、民主党、自由民主党、日本共産党、公明党の順で確認団体となった。確認団体の政治活動の状況は次のとおりであった。

確認団体番号	政治団体名	届出機関紙	届出ビラ種類	自動車表示旗交付数	ポスター証紙交付枚数	政談演説会開催回数
		届出機関誌				
1	民主党	民主	2種類	4流	2,900枚	
2	自由民主党	自由民主 月刊自由民主	1種類	6流	4,700枚	1回
3	日本共産党	しんぶん赤旗 前衛	1種類	3流	4,450枚	
4	公明党	公明新聞 公明グラフ	1種類	2流	1,100枚	4回

(10) 取締状況

今回の選挙における警告・検挙件数は、次のとおりであった。

区 分		平 19.4.8 県議選	平 15.4.13 県議選	差 引
警 告	件 数	1 2	3 8	2 6
	人 数	1 2	3 8	2 6
検 挙	件 数	4	4 3	3 9
	人 数	5	6 6	6 1

検挙数は、市町分を含めた統一地方選全体の数である。

(11) 明るい選挙の推進

今回の選挙においては、明るい選挙の実現を期するとともに、1人でも多くの県民が投票参加されるよう、あらゆる機会を捉えて積極的に啓発活動を展開した。

とりわけ、

- 投票日の周知徹底と棄権防止
- 期日前投票制度の周知徹底
- 投票総参加呼びかけ運動の推進など投票所へ足を運ばせる啓発事業の展開
- 都市部及び若年層に対する重点啓発
- 選挙区の特例の周知徹底

に努めた。

ア 印刷物による啓発

- (ア)ポスターの作成・掲示
 - ・ポスター掲示場用
 - ・庁舎等各種公共施設用
 - ・県内大学掲示用
 - ・交通機関駅・車内吊用
- (イ)チラシの作成・配布
 - ・転入転出用ちらし
- (ウ)県・市町広報紙等による啓発記事掲載
 - ・県の各種広報紙、関係団体の機関誌等に掲載
 - ・市町の各種広報紙等に掲載
- (エ)選挙公報の余白の利用

イ 資材による啓発

- (ア)ティッシュペーパーの作成・配布
- (イ)モバイルクリーナーの作成・配布
- (ウ)障害者作成グッズの配布

ウ マス・メディア等による啓発

- (ア)新聞広告の掲載
 - ・日刊紙：神戸
 - ・非日刊紙：コープステーション
- (イ)テレビ・ラジオのスポット放送
 - ・テレビ：サンテレビ
 - ・ラジオ：ラジオ関西、KissFM
- (ウ)CATV・コミュニティFMによる啓発

エ 掲示・掲揚物による啓発

- (ア)懸垂幕・横断幕の作成・掲示
- (イ)のぼりの作成・掲示
 - ・のぼり（公共施設等）
 - ・ミニのぼり（コンビニエンスストア、金融機関等）
- (ウ)自動車への表示
 - ・ボディパネルの作成・掲示
 - ・乗用車用ステッカー（郵便局集配車）

(エ)電光掲示板による啓発

(オ)交通機関改札機広告

オ 自動車による啓発

カ インターネットによる啓発

- ・県・市町ホームページ

・モバイルひょうご

キ その他

- (ア) 明るい選挙シンボル旗掲揚
- (イ) 街頭啓発の実施
- (ウ) 有線放送、庁内放送、構内放送を利用した啓発
- (エ) 団体、企業、官公署等に対する啓発協力依頼
- (オ) 投票総参加呼びかけ運動
- (カ) 親しまれる投票所づくり運動

(12) 身体障害者に対する便宜供与

身体の不自由な方々が、候補者の政見、政党の政策等を正しく理解でき、また不自由なく投票ができるように、次の措置を講じた。

ア 点字による選挙のお知らせの購入・配布

財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会から、「兵庫県議会議員選挙のお知らせ（点字版）」（候補者の氏名、年齢、所属党派、新現元別、職業を点訳）を1,137部購入し、配布を行った。

(ア) 対象者の把握

県民だよりひょうご及び点字ひょうごでの募集並びに市区町選管を通じて希望者を把握した。

(イ) 発送及び配布

県選管から直接該当者（一部市区町選管より送付）及び関係団体に郵送するとともに、県・市福祉事務所、県民局及び各市区町選管にも備え付け、希望者へ配布した。

イ 音声による選挙のお知らせの購入・配布

財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会から、「兵庫県議会議員選挙のお知らせ（音声版）」（候補者の氏名、年齢、所属党派、新現元別、職業を音声化）を1,395部購入し、配布を行った。

(ア) 対象者の把握

県民だよりひょうご及び点字ひょうごでの募集並びに市区町選管を通じて希望者を把握した。

(イ) 発送及び配布

県選管から直接該当者（一部市区町選管より送付）及び関係団体に送付するとともに、県・市福祉事務所、県民局及び各市区町選管にも備え付け、希望者へ配布した。

ウ 投票所における便宜供与

視力障害者に対する便宜供与の一環として、財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会の作成した点字氏名掲示（候補者の氏名及び所属党派を点訳）を購入し、投票所及び期日前投票所用として、各市区町選管に配布した。

エ 高齢者・障害者にやさしい投票所づくり

従来から推進している親しまれる投票所づくりの一環として、投票所の選定にあたっては、高齢者や障害者の利便を考慮し、できるだけ1階に設置するとともに、スロープ・手すりの設置、車椅子等介添え体制の充実を図るよう努めた。

オ 投票用紙への点字による選挙種別の表示

視覚障害者が、自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、点字投票用紙にあらかじめ選挙名を点字印刷した。

(13) 声明等

ア 告示日当日の委員長談話要旨

4月8日を投票日とする兵庫県議会議員選挙が本日告示されました。

申すまでもなく、県議会議員選挙は、今後の県政と県民生活にとって、地域のあり方を方向づける、非常に重要な意義を持つ選挙であります。

有権者におかれては、良識ある判断のもとに、候補者の主義・主張や政策をよく理解して投票していただきますように、また、候補者におかれては、主義・主張や政策を正々堂々と訴えられ、法に則った正しい選挙運動を行われますよう、強く望みます。

なお、投票日の当日、仕事や行事などの予定があり、投票所へ行けない方は、明日3月31日より、各市区町選挙管理委員会の設置する期日前投票所において期日前投票を行うことができますので、この制度を活用していただき、有権者の皆様方がこぞって貴重な1票を行使されますよう、お願いいたします。

また、神戸市におかれては、市議会議員選挙もあわせて行われていますので、複数の投票用紙を間違えて貴重な1票を無駄にすることのないよう、特にお願いいたします。

兵庫県議会議員選挙の告示にあたり、すべての有権者の投票総参加と明るい選挙の実現を強く願いたします。

平成19年3月30日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

イ 投票日当日の委員長談話要旨

今日は、兵庫県議会議員選挙の投票日です。

申すまでもなく、県議会議員選挙は県民の代表を選ぶ選挙であり、今後の県政の発展と県民生活にとって非常に重要な選挙です。

有権者の皆様におかれましては、皆様の貴重な1票1票がこれからの兵庫県を築いていくのだということをご認識いただき、候補者の政見、政策等をよく判断して投票されますよう、お願いいたします。

なお、本日は日曜日ですので、レジャーをはじめとしていろいろご予定のある方も多いかと存じますが、一部の地域を除き、投票時間は午前7時から午後8時までとなっておりますので、お出かけの前に、又、行楽などからのお帰りの際にぜひ投票所に寄っていただき、投票を済ませていただきますよう、お願いいたします。

兵庫県議会議員選挙の投票日にあたり、すべての有権者の投票総参加を願いたします。

平成19年4月8日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保